

## 令和7年第9回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年9月29日（月）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第19号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第20号 使用貸借契約の合意解約について

日程第 5 報告第43号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第45号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 8 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

## 令和7年第9回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第5

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

### 日程第6

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

### 日程第7

議案第45号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 4 ）

### 日程第8

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 2 ）

## 令和7年第9回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 9月29日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 9月29日（月曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	下石	昭廣
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	中石	均
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

農地利用最適化推進委員 内田 豊和

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第9回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員と内田豊和委員が会議に出席し、担当区域についての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に4番委員の中石委員、5番委員の馬渡委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第19号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第19号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計5件9筆8,671㎡、うち田が7筆6,708㎡、畑が2筆1,963㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法合意解約に関する総会資料が3頁93番、94番と旧基盤法機構法による合意解約が4頁17番から19番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、報告第20号使用貸借契約の合意解

約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第20号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件2筆1,805㎡、うち畑が2筆1,805㎡でございます。詳細につきましては、旧基盤法機構法による合意解約が7頁4番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計6件15筆20,604㎡、うち田が13筆19,280㎡、畑が2筆1,324㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料9頁32番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号32番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字中原3171番3、地目：登記畑、面積952㎡、所有権移転（売買）となっております。なお、この申請は、中石委員と、藏元委員による町あっせんとなっております。受人は当該農地を賃借権により耕作されており、総会資料3頁、受付番号93番により解約されたうえでの売買になります。受人は、奥様と2人で18年農業に従事され、水稻や露地野菜を中心に11,331㎡を耕作し、農機具はトラクター1台を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号32番は9月25日に第2ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に住まいで露地野菜、主

にキャベツを中心に栽培し、収穫時期は夫婦二人で農業経営を行っております。譲渡人とは義理の兄弟関係にあたり、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 33 番、受付年月日：令和 7 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字千町牟田 2232 番 1 他 4 筆、地目：田、合計面積 10,016 m<sup>2</sup>、5 年間の賃貸借権設定となっております。受人は、都城市在住で、新規認定農家申請中で、お一人で都城市にて甘藷を中心に 12,158 m<sup>2</sup>を耕作し、農機具は、義父からトラクター、田植機、コンバインを借用され耕作されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（内田 豊和）

受付番号 33 番は 9 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城に住んでいて、水稻と甘藷を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力もあり状況から見ても効率的に利用できると思込めます。農地拡大を図るため、賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 34 番、受付年月日：令和 7 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇

〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田 2578 番 2、地目：田、面積 2,014 ㎡、5 年間の賃貸借権設定となっております。受人の営農状況につきましては、先ほどの受付番号 33 番と同一内容のため、省略いたします。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（内田 豊和）

受付番号 34 番は 9 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は 33 番と同じ方になりますので省略いたします。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 35 番、受付年月日：令和 7 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字小鷹原 2076 番 2 他 1 筆、地目：田及び畑、合わせて 2,209 ㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人はご両親と 3 人で 22 年農業に従事し、和牛肥育を中心に 22,865 ㎡を耕作し、農機具はトラクター 3 台、パワーショベル 2 台、肥育牛 250 頭を所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡 芳文）

受付番号 35 番は 9 月 25 日に第 2 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は一万城に住んでおり、和牛飼育とキャベツを中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しております。

農作業に従事する者は家族を含め4名です。状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。農地の拡大を図るため、贈与による所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号36番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田2505番1他1筆、地目：田、合わせて2,006㎡、所有権移転（売買）となっております。受人は奥様と息子さんの3人で30年農業に従事し、水稻を中心に142,674㎡を耕作し、農機具はトラクター4台、コンバイン、田植機を各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号36番は9月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に在住で、水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しており、機械も充実されており、農作業に従事する者は3名です。周囲にも耕作地が多数あり、新たに効率的に利用できると思込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号37番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字長原4844番7他3筆、地目：田、合わせて3,407㎡、所有権移転（売買）となっております。受人は奥様と2人で45年農業に従事し、水稻を中心に11,868㎡を耕作し、農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号37番は9月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大野地区に住んでおり、水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しており、機械能力もあり、農作業に従事する者は家族を含め2名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号32番から37番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号32番から37番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計5件7筆9,093㎡、田が3筆5,242㎡、畑が4筆3,851㎡でございます。詳細に

つきましては、担当職員がご説明いたします。

#### 事務局

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料12頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号29番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字下原4417-1 外1筆、地目：畑、面積：2,046㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は貸露天駐車場となっております。資金計画は自己資金となっております、こちらの農地は工業専用区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

#### 議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

#### 3番委員（内村 介貞）

受付番号29番は9月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇〇の関連会社で不動産管理している会社であります。隣接している土地に〇〇〇〇の倉庫がありますが、道幅が狭く大型トラックでの搬入・搬出が不便なため、申請地を駐車場として利用するものです。西側にブロック塀を設置し、雨水は敷地を砂利敷きにし地下浸透させるものです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

#### 議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

#### 事務局

受付番号30番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字尾崎1446-3、地目：田、現況：山林、面積：3,502㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は追認による植林となっております、渡人より始末書が提出されております。また資金計画におきましては自己資金となっております。こちらの農地につきましては農地法第4条第6項第2号により、第2種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

#### 議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号30番は9月26日に第2ブロック委員2名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人の〇〇〇〇は三股町にて林業を営んでおられて、今回申請地の土地を譲り受け、事業を行おうとしたところ該当申請土地の地目が田であることがわかり、今回申請をしたところです。転用目的につきましても、植林であります。造成等を行わないため、工事による土砂の流出はありません。また、生活排水等は生じません。雨水については浸透式になり、処理しきれない分は北側の川に放流になります。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号31番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字塚下5754-1、地目：田、面積：1,281㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は蓄電所となっております。資金計画は自己資金となっております、こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号31番は9月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲渡人は相続により本件土地を取得したが農地の管理が大変であるため、売却先をさがしておりました。この度売却先が見つかり申請するところです。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇でグリーン電力事業を展開すべく蓄電池の設置場所を探していた所、安全かつ効率的のよい場所として決定したところでございます。汚水はなく、雨水については地下浸透となっております。申請面積は1,000㎡を越えますが、開発行為には該当しないとの事で、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号32番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城2755-3 外1  
筆、地目：畑、面積：1,805㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場  
となっております。資金計画は自己資金となります。こちらの農地は第1種農地に  
区分されますが、今回の申請地の面積が既存施設である〇〇〇〇〇〇〇の敷地面積  
の2分の1を越えないものに該当することから、許可の例外規定である農地法施行  
規則第35条第5号の既存施設の拡張を適用し、許可相当と判断いたします。以上  
です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（小倉 休幸）

受付番号32番は9月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。  
場所の説明は航空写真をご覧ください。隣接地は〇〇〇〇〇〇〇の資材置き場等と  
なっておりますが、資材の置場が手狭になってきたため、今回隣接する土地を購入  
し、従業員及び事業用車両の駐車場として利用するものであります。雨水について  
は地下浸透となっております。申請面積が1,000㎡を越えておりますが、開発行為に  
は該当しないとの事で特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号33番、受付年月日：令和7年9月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇  
〇〇、申請地：樺山字新道4358-2、地目：田、面積：459㎡です。転用目的は一般  
住宅で、受人の〇〇さんは〇〇さんの孫という事もあり、使用貸借権の設定となっ  
ております。また、資金計画については借入となっております。こちらの農地につ  
きましては、第1種住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第  
3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 33 番は 9 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在借家住まいであり、子供の成長とともに手狭になってきたため、祖父の土地に住宅を建築するものです。また、申請地所有者である祖父の許可も得ているところでございます。雨水については東側道路側溝へ接続し、汚水については公共下水道へ接続のため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 29 番から 33 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 29 番から 33 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7 議案第 45 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 45 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が 14 頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第45号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第45号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計2件4筆1,796㎡、うち田が4筆1,796㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料16頁23番と24番となっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料16頁23番と24番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。これにて、全ての議案は終了したところですが、9月26日木曜日に開催した全体協議会において、『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』を決議いたしました旨をここで宣言させていただきます。ここでおはかりいたします。9月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第9回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時